石川県公報

平成 25 年　5　月 13 日（月曜日）
号　外
（第　40　号）

目　次

告　示
○免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の決定　（水　産　課）1

告　示

石川県告示第209号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第１項の規定により、同項に規定する免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成25年５月13日

石川県知事　谷　本　正　憲

1　漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域並びに地元地区
　別表のとおり
2　漁業権の存続期間
　免許の日から平成30年８月31日まで
3　免許予定日
　平成25年９月１日
4　免許の申請期間
　平成25年５月20日から同年６月20日まで

公示番号	区第55号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：第１種区画漁業／漁業の名称：とりがい垂下式養殖業／漁業の時期：１月１日から12月31日まで 2　漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先 3　漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度11分55秒４、東経136度54分44秒８の点 イ　北緯37度11分56秒６、東経136度54分47秒０の点 ウ　北緯37度11分54秒４、東経136度54分51秒６の点 エ　北緯37度11分52秒５、東経136度54分49秒７の点
地元地区	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦及び字新崎

（1の内訳表）

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第１種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	１月１日から　12月31日まで

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>区　第　56　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>１　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><td>漁業の種類</td><td>漁業の名称</td><td>漁業の時期</td></tr><tr><td>第１種区画漁業</td><td>とりがい垂下式養殖業</td><td>１月１日から　12月31日まで</td></tr></table>２　漁場の位置
七尾市中島町長浦地先
３　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度07分02秒８、東経136度53分54秒２の点
イ　北緯37度07分03秒２、東経136度53分50秒４の点
ウ　北緯37度07分13秒０、東経136度53分52秒５の点
エ　北緯37度07分12秒０、東経136度53分56秒６の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>七尾市中島町瀬嵐</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>区　第　57　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>１　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><td>漁業の種類</td><td>漁業の名称</td><td>漁業の時期</td></tr><tr><td>第１種区画漁業</td><td>とりがい垂下式養殖業</td><td>１月１日から　12月31日まで</td></tr></table>２　漁場の位置
七尾市石崎町地先
３　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度04分38秒１、東経136度56分22秒６の点
イ　北緯37度04分33秒６、東経136度56分23秒７の点
ウ　北緯37度04分33秒４、東経136度56分22秒７の点
エ　北緯37度07分37秒９、東経136度56分21秒６の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>七尾市石崎町</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>区　第　58　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>１　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><td>漁業の種類</td><td>漁業の名称</td><td>漁業の時期</td></tr><tr><td>第１種区画漁業</td><td>とりがい垂下式養殖業</td><td>１月１日から　12月31日まで</td></tr></table>２　漁場の位置
七尾市能登島須曽町地先
３　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度05分40秒２、東経136度57分09秒１の点
イ　北緯37度05分36秒５、東経136度57分17秒９の点
ウ　北緯37度05分31秒９、東経136度57分15秒０の点
エ　北緯37度05分35秒７、東経136度57分06秒２の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>七尾市能登島須曽町、能登島半浦町及び石崎町</td></tr>
</table>

公示番号	区 第 59 号
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類: 第１種区画漁業 / 漁業の名称: とりがい垂下式養殖業 / 漁業の時期: １月１日から 12月31日まで 2 漁場の位置 七尾市能登島通町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分41秒１、東経136度54分04秒２の点 イ 北緯37度08分33秒９、東経136度54分05秒８の点 ウ 北緯37度08分34秒６、東経136度54分10秒５の点 エ 北緯37度08分42秒２、東経136度54分08秒８の点
地元地区	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町

公示番号	区 第 60 号
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類: 第１種区画漁業 / 漁業の名称: わかめ養殖業 / 漁業の時期: 10月１日から 翌年 ５月31日まで 2 漁場の位置 七尾市大泊町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分54秒６、東経137度03分23秒３の点 イ 北緯36度57分54秒６、東経137度03分31秒１の点 ウ 北緯36度57分48秒０、東経137度03分31秒１の点 エ 北緯36度57分48秒０、東経137度03分23秒３の点
地元地区	七尾市大泊町

公示番号	定 第 60 号
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類: 定置漁業 / 漁業の名称: 雑魚定置漁業 / 漁業の時期: ３月１日から 11月30日まで 2 漁場の位置 加賀市黒崎町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度21分00秒９、東経136度16分07秒０の点 イ 北緯36度21分17秒７、東経136度16分20秒０の点 ウ 北緯36度20分52秒８、東経136度16分41秒８の点 エ 北緯36度20分46秒３、東経136度16分36秒９の点
地元地区	加賀市片野町、黒崎町、橋立町、小塩町及び田尻町

公示番号	定　第　61　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：１月１日から　12月31日まで 2　漁場の位置 羽咋市滝町地先 3　漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯36度55分30秒７、東経136度42分32秒３の点 イ　北緯36度55分37秒３、東経136度42分30秒３の点 ウ　北緯36度55分39秒４、東経136度42分41秒３の点 エ　北緯36度55分50秒１、東経136度42分42秒１の点 オ　北緯36度55分49秒４、東経136度43分04秒２の点 カ　北緯36度55分34秒２、東経136度43分09秒１の点
地元地区	羽咋市滝町及び一ノ宮町

公示番号	定　第　62　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：１月１日から　12月31日まで 2　漁場の位置 羽咋郡志賀町富来生神地先 3　漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度07分18秒２、東経136度42分22秒２の点 イ　北緯37度06分44秒０、東経136度41分25秒７の点 ウ　北緯37度06分58秒１、東経136度41分15秒４の点 エ　北緯37度07分10秒３、東経136度41分23秒３の点 オ　北緯37度07分30秒３、東経136度42分17秒３の点
地元地区	羽咋郡志賀町富来領家町、富来牛下、富来生神、富来七海及び富来地頭町

公示番号	定　第　63　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：３月１日から　11月30日まで 2　漁場の位置 輪島市町野町曽々木地先 3　漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度28分01秒９、東経137度04分46秒４の点 イ　北緯37度28分47秒３、東経137度03分57秒８の点 ウ　北緯37度28分43秒４、東経137度04分39秒７の点 エ　北緯37度28分08秒７、東経137度04分56秒０の点
地元地区	輪島市町野町曽々木及び珠洲市真浦町

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定第64号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr><tr><td>定置漁業</td><td>雑魚定置漁業</td><td>1月1日から　12月31日まで</td></tr></table>
2　漁場の位置
珠洲市蛸島町地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点
イ　北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点
ウ　北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点
エ　北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>珠洲市三崎町雲津及び蛸島町</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定第65号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr><tr><td>定置漁業</td><td>雑魚定置漁業</td><td>1月1日から　12月31日まで</td></tr></table>
2　漁場の位置
鳳珠郡能登町字小浦地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度17分38秒7、東経137度11分38秒3の点
イ　北緯37度17分25秒6、東経137度11分39秒3の点
ウ　北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点
エ　北緯37度17分38秒9、東経137度11分30秒5の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>鳳珠郡能登町字小浦</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定第66号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr><tr><td>定置漁業</td><td>ぶり・さば定置漁業</td><td>1月1日から　12月31日まで</td></tr></table>
2　漁場の位置
鳳珠郡能登町字小浦地先
3　漁場の区域
次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度17分47秒2、東経137度11分25秒9の点
イ　北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点
ウ　北緯37度17分25秒6、東経137度11分35秒8の点
エ　北緯37度17分16秒5、東経137度11分40秒4の点
オ　北緯37度17分15秒6、東経137度11分25秒8の点
カ　北緯37度16分33秒5、東経137度11分22秒4の点
キ　北緯37度16分33秒2、東経137度11分14秒6の点
ク　北緯37度17分47秒3、東経137度11分07秒7の点</td></tr>
</table>

地元地区	鳳珠郡能登町字小浦及び字羽根

公示番号	定　第　67　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：1月1日から12月31日まで 2　漁場の位置 鳳珠郡能登町字羽根地先 3　漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度17分43秒3、東経137度10分42秒7の点 イ　北緯37度17分27秒2、東経137度10分50秒5の点 ウ　北緯37度17分26秒4、東経137度10分35秒3の点 エ　北緯37度17分43秒8、東経137度10分35秒7の点
地元地区	鳳珠郡能登町字羽根

公示番号	定　第　68　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：1月1日から12月31日まで 2　漁場の位置 鳳珠郡能登町字羽根地先 3　漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度17分32秒1、東経137度10分19秒3の点 イ　北緯37度17分22秒4、東経137度10分24秒0の点 ウ　北緯37度17分21秒6、東経137度10分14秒8の点 エ　北緯37度17分32秒0、東経137度10分16秒1の点
地元地区	鳳珠郡能登町字羽根

公示番号	定　第　69　号
免許の内容たるべき事項	1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の種類：定置漁業／漁業の名称：雑魚定置漁業／漁業の時期：1月1日から12月31日まで 2　漁場の位置 鳳珠郡能登町字羽根地先 3　漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア　北緯37度17分42秒5、東経137度10分15秒0の点 イ　北緯37度17分32秒1、東経137度10分19秒3の点 ウ　北緯37度17分31秒9、東経137度10分09秒3の点 エ　北緯37度17分42秒3、東経137度10分11秒6の点
地元地区	鳳珠郡能登町字羽根

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定　第　70　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類｜漁業の名称｜漁業の時期
定置漁業｜ぶり・さば定置漁業｜1月1日から　12月31日まで

2　漁場の位置
鳳珠郡能登町字七見地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度15分52秒１、東経137度06分45秒５の点
イ　北緯37度15分31秒７、東経137度07分34秒４の点
ウ　北緯37度15分14秒２、東経137度07分25秒９の点
エ　北緯37度15分44秒４、東経137度06分32秒１の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>鳳珠郡能登町字七見及び字矢波</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定　第　71　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類｜漁業の名称｜漁業の時期
定置漁業｜ぶり・さば定置漁業｜1月1日から　12月31日まで

2　漁場の位置
鳳珠郡能登町字鵜川地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度14分21秒３、東経137度06分18秒４の点
イ　北緯37度14分17秒５、東経137度07分06秒８の点
ウ　北緯37度13分56秒１、東経137度06分55秒８の点
エ　北緯37度14分09秒２、東経137度06分10秒１の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>鳳珠郡能登町字鵜川</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定　第　72　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類｜漁業の名称｜漁業の時期
定置漁業｜ぶり・さば定置漁業｜1月1日から　12月31日まで

2　漁場の位置
鳳珠郡穴水町字前波地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度13分00秒６、東経137度04分45秒２の点
イ　北緯37度12分45秒４、東経137度05分32秒８の点
ウ　北緯37度12分24秒３、東経137度05分22秒０の点
エ　北緯37度12分43秒４、東経137度04分34秒１の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>鳳珠郡能登町字鵜川及び穴水町字前波</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定　第　73　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><td>漁業の種類</td><td>漁業の名称</td><td>漁　業　の　時　期</td></tr><tr><td>定　置　漁　業</td><td>雑　魚　定　置　漁　業</td><td>１月１日から　12月31日まで</td></tr></table>2　漁場の位置
鳳珠郡穴水町字鹿波地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度10分57秒５、東経137度00分21秒１の点
イ　北緯37度10分47秒０、東経137度00分13秒３の点
ウ　北緯37度10分56秒５、東経137度00分04秒１の点
エ　北緯37度11分03秒５、東経137度00分16秒８の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>鳳珠郡穴水町字曽良、字鹿波及び字内浦</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>公示番号</td><td>定　第　74　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>1　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table><tr><td>漁業の種類</td><td>漁業の名称</td><td>漁　業　の　時　期</td></tr><tr><td>定　置　漁　業</td><td>雑　魚　定　置　漁　業</td><td>１月１日から　12月31日まで</td></tr></table>2　漁場の位置
七尾市能登島祖母ヶ浦町地先
3　漁場の区域
次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯37度10分27秒８、東経137度03分15秒７の点
イ　北緯37度10分46秒１、東経137度03分22秒１の点
ウ　北緯37度10分41秒２、東経137度03分34秒４の点
エ　北緯37度10分25秒３、東経137度03分21秒１の点</td></tr>
<tr><td>地元地区</td><td>七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰀目町</td></tr>
</table>

（１箇月2,350円送料とも）　発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　石　川　県
印刷所　〒921-8064　石川県金沢市八日市４丁目265番地４　㈲プランニング・エージ　TEL（076）274-2225